

令和2年 第12回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和2年12月10日（木）午前9時30分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（11名）	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 斎藤勝義 7番 佐藤久美子 8番 斎藤久江 9番 森榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊		
5. 欠席した委員（1名）	6番 斎藤文男		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	9番 森榮一 10番 加藤朋光		
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【12件】		
議案第35号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【1件】		
議案第36号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【4件】		

議案第37号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ····【32件】

議案第38号

農業委員会法改正5年後調査について ····【1件】

◆事務局長

ただ今より、令和2年第12回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前9時30分)

◇会長

【 会長挨拶 】

◆事務局長

それではこれより議事に移りますが、議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりますて進めさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は、6番齋藤文男委員より欠席の報告がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
9番 森榮一委員、10番 加藤朋光委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

···(異議なしの声あり)···

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の4頁からでございます。

報告第20号-1につきましては、借受人が高齢による体調不良で耕作が困難になったことから、合意解約するものであります。なお他の賃貸借契約についても今年度をもって契約更新をしない意向であり、新たな借受人については、現在のところ未定となっております。

報告第20号-2につきましては、借受人が経営規模を縮小するということでの合意解約であります。なお解約された農地につきましては、今後新たな耕作者へ貸し付けされる予定であります。

報告第20号-3につきましては、耕作者死亡による合意解約であります。なお新たな借受人については、現在のところ未定となっております。

報告第20号-4につきましては、借受人が高齢により耕作が困難になったことから、合意解約するものであります。なお新たな借受人については、現在のところ未定となっております。

報告第20号-5から11につきましては、借受人が同一であり、借受人が家族の介護に専念するため、合意解約するものであります。なお新たな借受人については、現在のところ未定となっております。

報告第20号-12につきましては、借受人が経営規模を縮小するということでの合意解約であります。解約した農地につきましては、新たな賃借権の設定として議案第37号-30に上程されています。

◇議長

報告第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第20号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に議案第35号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長 それでは、議案書の7頁をお開きください。

議案第35号につきましては、経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◇議長 議案第35号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第36号農地法第3条の規定による所有権移転の件について、一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書の8頁、9頁をお開きください。

議案第36号ー1につきましては、譲渡人が由利本荘市に居住しており、自ら管理できないため、受人に無償で贈与するものであります。

議案第36号ー2につきましては、受人から経営規模の拡大の要請を受けて無償贈与するものであります。

議案第36号ー3につきましては、兄弟4人の共有名義になっている農地ですが、今般兄弟間の要望による贈与によって1人の名義に所有権移転するものでございます。

議案第36号ー4につきましては、譲渡人の経営規模縮小と受人の経営規模拡大の理由により、無償贈与するものであります。議案第36号ー1から4については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい

- るを考えます。
- ◇議長 議案第36号－1から4の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見がないようなので、初めに議案第36号－1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第36号－2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第36号－3について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第36号－4について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 それでは議案書の10頁からです。

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が32件でありまして、賃借権の新規が5件、再設定が25件、ほか使用貸借権の再設定が2件で利用権設定の総面積は178, 292m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに議案第37号－1から15までについてご説明いたします。

議案第37号－1及び2は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－3から7は受人が同一であり、37号－3から6はいずれも賃借権の再設定であり、37号－7は使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－8から10は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－11及び12は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－13は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－14及び15はどちらも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第37号－1から15までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第37号－1から15については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま

す。

◇議長

次の議案第37号－16から18までは、9番森榮一委員に
関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びに
かほ市農業委員会會議規則第18条、議事参与の制限に該当し
ますので退席願います。

（9番 森 榮一委員退席） （午前9時46分）

◇議長

議案第37号－16から18について、事務局の説明を求め
ます。

◆事務局長

議案第37号－16から18は受人が同一であり、いずれも
賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、
議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第37号－16から18の説明が終わりました。ご質問、
ご意見等ございませんか。

・・・（なしの声あり）・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第37号－16から
18については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を
求めます。

・・・（挙手全員）・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

◇議長

9番森榮一委員の入室を許可します。

（9番 森 榮一委員着席） （午前9時48分）

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは続けて議案第37号－19から32までについてご
説明いたします。

議案第37号－19から28は受人が同一であり、いずれも
賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、
議案に記載のとおりであります。

議案第37号－29から31はいずれも賃借権の新設であり

ます。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第37号－32は使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第37号－19から32までのすべて説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第37号－19から32については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第38号農業委員会法改正5年後調査について上程します。事務局の説明を求めます

◆事務局長

それでは、議案書の31頁からでございます。

本件に関しましては、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年を迎え、その制度改革により農業委員会の活動や運営についてどのような効果があったのかなどを把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していく目的として、一般社団法人全国農業会議所より調査依頼されたものでございます。一昨日、小林会長、遠藤会長職務代理者、事務局で協議のうえ一応の回答案を作成したものを皆様のお手元にお配りしておりますので、これより項目ごとにご説明したのち、委員の皆様よりご意見を頂戴したうえで、全国農業会議所に報告してまいりたいと考えております。それでは、別紙の議案第36号回答案についてご説明いたします。表紙の2頁からになります。

『農業委員会制度の改正点について』の1. 農業委員の選任方法についてですが、<評価できること>は①幅広い人材が登用されるようになったこと②意欲ある人が選ばれるようになったこと⑥女性委員が登用しやすくなったこと⑦若手の委員が登用しやすくなったことの4点、次に<課題となっていること>

は②定数に満たない時の掘り起こしに時間と労力を要していること、<制度改正や 運用改善の要望>は③各地区から委員を選出できる仕組みを創設してほしい、と回答させていただいております。 続きまして、3頁の2. 認定農業者の過半要件についてですが、<評価できること>は③農業委員の若返りが進んだこと④認定農業者等の担い手の考え方や視点が活動に反映されるようになったことの2点<課題となっていること>は⑦特になし、<制度改正や運用改善の要望>は④特になし、と回答させていただいております。 4頁をお開きください。

3. 利害関係を有しない者（中立委員）の設置についてですが、<評価できること>は⑥特になし、<課題となっていること>は⑩特になし、<制度改正や運用改善の 要望>は⑤特になしとしております。 続きまして、5頁をお開きください。 4. 推進委員の設置についてですが、< 評価できること>は③幅広い人材が登用されるようになったこと、⑤地区担当制が可能になったことの2点、<課題となっていること>は⑦女性委員が少ないこと、⑨推進委員の集まる機会が少ないと、<制度改正や運用改善の要望－推進委員の設置について>は⑨推進委員の報酬が農業委員より低いため、農業委員と同額の報酬を義務付けてほしい、としております。 < 制度改正や運用改善の要望－100ヘクタールに1人の定数基準について>は我が方の推進委員では面積割における定数基準は特に設置しておりませんので無回答としております。 <推進委員を定数の上限までおいてない場合の回答について>我が方の推進委員では定数を満たしておりますので無回答としております。 7頁をお開きください。

5. 農地利用の最適化業務の法定化についてですが、<評価できること>は②農地の確保・有効利用につながる④農業委員・推進委員の意識が高まったことの2点、<課題となっていること>は⑧特になし、<制度改正や運用改善の要望>は⑦特になしとしております。 8頁をお開きください。 これ以降の回答については番号のみの説明とさせていただきます。 《農地利用の最適化活動について》の6. 農地の集積・集約化についてですが、<取り組んでいること >は①②⑦⑧⑨⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒の13点、<課題となっていること>は①⑯の2点、<制度改正や運用改善の要望>は③⑤⑦の3点としております。 10頁をお開きください。 7. 遊休農地対策についてですが、<取り組んでいること>は①⑤⑦⑯の4点、<課題となっていること>は①⑤の2点、< 制度改正や運用改善の要望>は③④の2点としております。 12頁をお開きください。 8. 新規就農支援についてですが、<取り組んでいること>は①③④⑤⑯⑰の6点、

<課題となっていること>は⑭特になし、<制度改正や運用改善の要望>は⑥特になしとしております。

14頁をお開きください。9. 企業の農業参入支援についてですが、<取り組んでいること>は①②の2点、<課題となっていること>は⑬特になし、<制度改正や運用改善の要望>は④特になしとしております。続きまして、15頁。《その他の取り組みについて》の10. 農業委員と推進委員の連携についてですが、<推進委員の総会出席>は③、<現場活動>は②、<連携のための取り組み>は②、<課題となっていること>は⑥特になしとしております。16頁をお開きください。11.につきましては当委員会においては無回答としております。12.意見の提出については実施なしとしており、その下の(2)4年間で1度も実施していない理由といたしましては意見書は提出していないが市長との意見交換会は開催しているとしています。続きまして、17頁。13.農業委員会の予算(運営経費)についてですが、<新制度移行前と比較した現在の状況>は①、<新制度移行前と比較した市町村費の状況>は③、<不足している予算>は⑧としております。最後となります18頁をお開きください。14.コロナ禍での総会運営についてですが、<取り組んでいる・取り組んだこと>は⑥、<課題となっていること>は⑨。15.農業委員会法第16条に基づく部会の設置の有無については②としております。16.太陽光発電施設の転用案件に関する課題や要望については特になし。17.所有者不明農地の新制度に関する課題や要望については今後当該事例が出てくると思われる所以、市町村農業委員会への丁寧な指導を要望したいとしています。

最後に18.コンクリ農地の新制度に関する課題や要望については特になしとしております。以上、簡単な説明ではございましたが、よろしくご審議願いたいと存じます。

◇議長

以上で議案第38号の説明が終わりました。暫時休憩いたします。
(休憩 午前10時7分)

◇議長

引き続き会議を再開します。(再開 午前10時9分)
それでは、議案第38号についてご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第38号については、

原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしました。

◇議長 これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時9分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年12月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 9番

委 員 10番

